

【目次】

- 一人オーナー会社の役員給与の損金不算入制度について
- 年末調整業務について
- 建設業許可について
- 保険の話 第3回 死亡退職金、弔慰金・役員退職慰労金準備資金

2009. 11. 20 発行

第 156 号

(初版1997. 01)

一人オーナー会社の 役員給与の損金不算入制度について

平成18年度税制改正において導入、翌年において要件が緩和（適用除外基準が800万円以下から1,600万円に増額）された「一人オーナー会社の役員給与損金不算入制度」について、本年の衆院選で民主党が公開したマニフェストに、中小企業向けの減税措置として廃止するとの記載がありました。廃止の実施時期についてまだ具体化されていませんが、この制度の方向性について政府税制調査会の会議が本年10月に行われています。以下、同会議の資料の中で税務当局が推計した会社標本調査のデータを基に、同制度の適用状況等についてご紹介していきます。

同制度の概要

法人が支給したオーナー給与のうち、所得税の計算における給与所得控除相当額を損金不算入とする制度です。

(参考)

対象企業は

オーナー及びその同族関係者で株式を90%以上保有している会社等が対象となります。

適用を除外される企業は

「法人所得+オーナー給与」が1,600万円（19年度改正で800万円から引上げ）以下の法人等は、同制度の適用はありません。

●同制度により納税額が増加した法人数等の推計

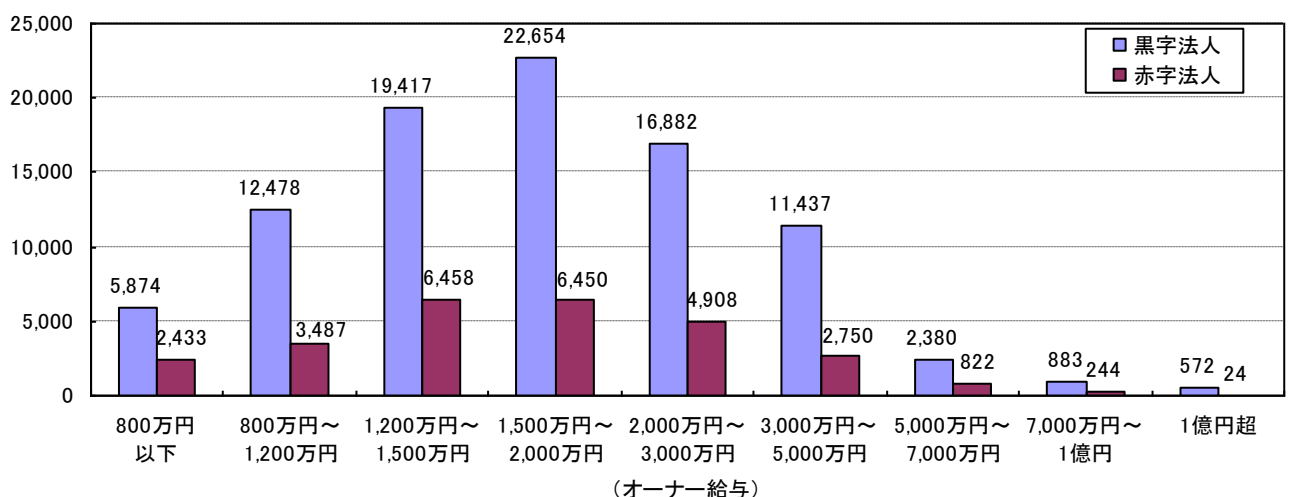
適用除外基準	1,600万円
法人数	9.3万社
税額	672億円

●適用会社におけるオーナー給与の水準

	適用法人数	オーナー給与 平均額	オーナー給与 最高額
黒字法人	9.3万社	2,048万円	3億8,200万円
赤字法人	2.8万社	1,926万円	3億6,000万円
全体	12.0万社	2,020万円	

(法人数)

平成19年度分の会社標本調査のデータに基づいた推計



年末調整業務について



今年も年末調整の季節がやってきました。年1回の事務作業のため、書類の不備や記載もれなどが多く見受けられるようです。年末調整事務において大切なポイントについて再度確認しましょう。

<年末調整の対象者>

要件として、

- 1 扶養控除等（異動）申告書を提出している
- 2 1年を通じて勤務している、または年の途中で就職し、年末まで勤務している
- 3 年間の給与の収入金額が2,000万円以下である
- 4 災害等にあつたことにより給与等に対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けていない



ワンポイント①

- ・中途入社の場合は、前職分の源泉徴収票が必要です。
- ・給与以外に不動産賃貸等の収入があり、確定申告をする人でも、左記の要件に該当すれば、年末調整が必要です。
- ・継続して同一の雇用主に雇用されない日雇労働者などは対象外です。

<年末調整の必要書類>

次に、必要書類と記載上の注意点について確認します。

1 扶養控除等（異動）申告書

- ・扶養親族の異動はないか
- ・控除対象配偶者・特定扶養親族・同居老親等・障害者などに該当するか

2 配偶者特別控除申告書

- ・控除対象配偶者に該当しない場合で、総所得金額が76万円未満である

3 保険料控除申告書

- ・各種保険料の控除証明書は添付されているか
- ・生命保険料（一般の生命保険、個人年金）
- ・地震保険料（又は旧長期損害保険料）
- ・社会保険料（本人と生計を一にする親族が負担することになっている保険料を、本人が直接支払った場合には、その本人から控除できます。）
- ・小規模企業共済等掛金の支払いの有無

4 その他の書類

住宅ローンの税額控除を受ける人は、住宅借入金等特別控除証明書等を提出する必要があります。

ワンポイント②

- ・給与収入と給与所得の違い
給与収入 → 給料、賞与等の総支給金額
給与所得 → 給与収入から給与所得控除額を引いたもの

ワンポイント③

- ・パート代を「年間103万円以下」に抑えたい理由とは？
配偶者控除や扶養控除の要件は、その対象者の合計所得金額が「38万円以下」というものです。
給与所得のみの方の場合、
合計所得金額（給与所得）＝給与収入－給与所得控除額（最低65万円）となるため、38万円＝103万円－65万円となり、控除対象配偶者となることができるというわけです。扶養控除も同様の要件ですので、学生アルバイトのお子様がいらっしゃる家庭などは気を配る必要があるかもしれません。配偶者については、給与収入が103万円超でも、141万円までは配偶者特別控除を受けられますので、配偶者の収入金額を把握することが重要になります。

ワンポイント④

- ・年金から特別徴収（天引）される介護保険料は、年金受給者本人の控除対象となります。
しかし、長寿医療制度の保険料を被保険者の世帯主等の口座振替により納付した場合は、その負担した世帯主等の控除対象とすることができます。
- ・社会保険料控除については、国民年金保険料・国民年金基金掛金以外については、証明書の添付の必要はありません。

<確定申告を要する場合について>

以下に該当する方は、確定申告により税金の精算を行う必要があります。

- ・医療費控除を受ける人
- ・初年度の住宅借入金等特別控除を受ける人（2年目以降は年末調整で控除可能です）
- ・ふるさと納税等の寄付金控除を受ける人 等

年末はただでさえ忙しい時期なので、早めの資料配布と回収を心がけ、スムーズな作業ができるようにしましょう。



建設業許可について



建設業許可が必要となるのは

建設業を営む建設業者で下記の建設工事を行なう場合は許可を受けなくてはなりません。

- ・**建築一式工事で請負金額が1件1,500万円(税込)以上の場合**
- ・**その他の工事で請負金額が1件500万円(税込)以上の場合**



一般建設業許可とは

建設工事を下請に出さない場合や、下請に出した場合でも1件の工事代金が税込3,000万円（建築一式工事の場合は税込4,500万円）未満の場合に必要な許可です。

※上記金額を超えると特定建設業許可が必要になります。



建設業許可を取得するための要件

【経營業務の管理責任者がいること】

法人の常勤役員（個人事業の場合は事業主）が建設業の経営に関して次のいずれかの経験があること。

- ・**許可を受けようとする建設業と同じ業種の経験が5年以上ある者**
- ・**許可を受けようとする建設業と異なる業種の経験が7年以上ある者**
- ・**許可を受けようとする建設業と同じ業種の経營業務を補佐した経験が7年以上ある者**

建設業許可を取得するとお客様や取引先、金融機関からの信頼が得られる等、様々なメリットがあります。また、最近では元請業者から許可取得を求められるケースもあるようです。今回は一般建設業の許可を取得するための要件等について概要をご紹介します。

【専任技術者がいること】

常勤の役員（個人事業の場合は事業主）または常勤の従業員のうち、次のいずれかの条件に該当する技術者を専任で配置していること。

- ・**一定の国家資格者等**
- ・**大学、高専の所定学科を卒業後、実務経験が3年以上ある者**
- ・**高等学校の所定学科を卒業後、実務経験が5年以上ある者**
- ・**実務経験が10年以上ある者**

【財産的基礎を有していること】

次のいずれかの条件を満たすこと。

- ・**自己資本額が500万円以上**
- ・**500万円以上の資金調達能力があること**
- ・**許可申請直前の過去5年間に於いて許可を受けて継続して営業した実績があること**

【誠実性があること】

法人の取締役や個人事業主が暴力団関係者である等、請負契約について不正または不誠実な行為をする者でないこと。

【欠格要件に該当しないこと】

禁錮、罰金等の刑を受け、5年を経過していない者など。



最後に

建設業許可を取得するには様々な要件を満たさなければならない、申請には多くの書類も必要になります。ご不明点等あれば、お気軽にお問い合わせください。

保 険 の し は な し

中小企業の多くは、経営者の手腕と信用で成り立っており、経営者に万一のことが発生した場合の影響は大きい。

死亡退職金、弔慰金・役員退職慰労金準備資金

経営者に万が一の事態が発生した場合の備えとしまして、事業に与える経済的損失に備えるための企業防衛準備資金（本年9月号にて掲載）のほか、死亡した場合には、遺族の生活のための資金や相続税納税対策資金が、勇退した場合には、その後の生活のための資金が必要となることが考えられます。今回は、以前の『保険のはなし～経営者のリスク～』の続きとして、死亡退職金・弔慰金準備資金、役員退職慰労金準備資金について紹介します。

保険と役員退職金の関係

役員退職金を支給する場合において、その原資として生命保険を活用することは中小企業において一般的に行われています。

税務上においても、同一年度において益金（保険金）と損金（退職金）が計上されるため、活用しない場合に比べて損益や納税額が安定します。

準備資金対策として

加入の前にまず「役員退職金規程」を確認しましょう。ない場合には制定が必要です。

それから役員退職金の試算を行います。生存退職金準備として勇退時における数値を算定、又は、死亡退職金準備として現在の数値はどのくらいか、遺族の生活資金や相続税納税資金は確保されているか、承継後の企業防衛資金も考慮して、対策に適した保険商品を選択することが必要です。

以下、退職金試算の3つの種類をご紹介します。

①役員退職慰労金

・家族の生活費や相続税納税資金の財源

算式＝報酬月額×在任年数×功績倍率（※）

（注）在任年数が短い場合、金額は少額となるため、個人としても保障を確保することが重要となります。

②功労加算金

・創業社長など会社発展に特に功労があった場合に加算できる金額

算式＝役員退職金慰労金×0～30%

③弔慰金

・死亡退職金と別科目で支給することにより、遺族が非課税で受け取れる金額

算式＝報酬月額×6ヶ月 or 36ヶ月

（6ヶ月…業務外死亡、36ヶ月…業務上死亡）

（※）功績倍率

例として、社長3.0、専務2.5、取締役2.0のように役位や事業規模、職種等で異なります。不相当に高額な部分は損金不算入となるので倍率設定には注意が必要です。

編集後記



とうとう雪が降ってきました。本格的な根雪になるのはまだ先のことだと思いますが、峠では雪が積もっているところもあるようです。街中でも道が凍結することがありますので、車を運転する際には注意したいと思います。（武信）

月刊グローバル 2009年12号

2009年11月20日発行

発行者 さくらマネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 さくら総合会計 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 さくら総合M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合 道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合
エスバイエス事業協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー（PDF形式）でご覧いただけます。